一般社団法人女性を元気にする会

定　款

一般社団法人女性を元気にする会　定款

第1章 総 則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人女性を元気にする会と称する。

（主たる事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

（目的）

第3条 当法人は、家庭内暴力による被害にあった女性や、行政支援に至らない状況にあるが困窮した生活をおくる女性、行政支援の情報を知らない若年層に対し、自立に向け、安心した生活を送れるよう、伴走し支援機関に繋げ、負の連鎖を断ち切ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

① 各家庭への訪問、聞き取り調査並びに一時的な食糧、日用品配布事業
② トータルビューティフェア等のイベント企画運営事業
③ 女性保護施設、並びに児童福祉施設等への出前イベント実施事業
④ 一時避難居住施設（自立支援施設）の運営、管理事業
⑤ 前各号に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第２章 社 員

（入社）

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

（退社）

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)
第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
① 退社したとき。
② 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
③ 除名されたとき。
④ 総社員の同意があったとき。

第３章 社員総会

(開催)
第10条 定時社員総会は毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)
第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)
第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)
第13条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)
第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)
第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第４章 役 員

(役員)
第16条 当法人に、次の役員を置く。
⑴ 理事 ２名以上
2 理事のうち１名を代表理事とする。

(選任)
第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2 代表理事は、理事の互選によって定める。

（任期）
第18条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2 任期の満了前に退任した理事又は補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限）
第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（解任）
第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）
第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第５章 計 算

（事業年度）
第22条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から（翌年）8 月 31 日までの年 1 期とする。

（事業計画及び収支予算）
第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

（最初の事業年度）
第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 8 月 31 日までとする。

（剰余金の不分配）
第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

（残余財産の帰属）
第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第６章 附 則

（設立時の役員）
第27条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事 赤嶺　理枝　　兼元　美紀
設立時代表理事 赤嶺　理枝
設立時監事 浦崎　直己

（設立時社員の氏名及び住所）

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 赤嶺　理枝

住　　所 沖縄県那覇市字大道 21 番地 3 階

設立時社員 兼元　美紀

住　　所 沖縄県那覇市古島 1 丁目 1 番地 15　102

設立時社員 浦崎　直己

住　　所 沖縄県那覇市金城 5 丁目 11 番地 10

（法令の準拠）

第29条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人女性を元気にする会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 7 年 1 月 1 日

設立時社員 赤嶺　理枝　　印

設立時社員 兼元　美紀　　印

設立時社員 浦崎　直己　　印

附　則

この定款は、令和８年８月１日から施行する。